

〔設問1〕

(1) 現行犯逮捕に伴う無令状での差押えの場合

1. Kらは、令和6年11月18日9時35分頃、X方居室の搜索を開始し、寝室の布団の枕元の畳の上にあった木箱およびその傍にあった紙袋の中から、覚せい剤と思われる粉末少量が入った小袋、注射器一式等を発見している。その後、同日午前9時57分頃にXを覚醒材所持の事実により現行犯逮捕すると同時に本件小袋、本件注射器一式等を差し押さえている。この差押えが、刑事訴訟法（以下法令名略）220条1項2号に該当し、適法かが問題となる。

2. 逮捕現場での無令状搜索・差押えは、逮捕の場合には具体的犯罪の嫌疑が認められることが前提となっており、逮捕現場には当該犯罪の証拠が存在する蓋然性が高いこと、そして、逮捕の際には当該証拠が破壊・隠滅される危険性が高く、それを防止し証拠を保全すべき緊急の必要性があることを理由として認められる。そこで、「逮捕する場合」（220条1項柱書）とは、適法な逮捕とそれに伴う搜索・差押えが時間的に接合しており、証拠破壊・隠滅の高度の危険性が発生している場合であると解する。原則としては逮捕の着手が先行する必要があるが、証拠の破壊・隠滅の高度の危険性が認められる場合には搜索・差押えが先行しても適法であると解される。また、「逮捕の現場」とは、上記のように緊急の必要性が認められる範囲（逮捕の際に証拠の破壊・隠滅がなされる現実的危険性のある範囲）であり、被疑者の直接の支配下にある空間的領域に限られると解する。

(おそらくお気づきの通り) 本問は差押えの適法性を問題としているので、緊急処分説の方が書きやすい。

3. 本件では、まずX方の搜索がなされた後、搜索によって発見された本件小袋等をXの逮捕と同時に差し押さえている。本件ではXは覚せい剤所持の事実で現行犯逮捕されている。覚せい剤やその使用に必要な道具等は容易に隠滅・破壊することが可能であるから、証拠の隠滅・破壊の高度の可能性が認められる。そして、搜索を開始したのは令和6年11月18日午前9時35分頃、Xを適法に逮捕し本件小袋等を差押えたのは同日午前9時57分頃であってわずか22分しか時間が経過しておらず、また逮捕と差押えが同時であったことを踏まえると、時間的に接着しているといえる。そして、差押えはXを逮捕したX方で行われている。X方はXの直接の支配下にあるといえ、「逮捕の現場」に該当する。

4. 以上より、下線部①の差押えは、220条1項2号に該当し、適法である。

(2) 搜索差押許可状に伴う差押えの場合

1. Kらは、裁判官から発付された搜索差押許可状に基づき本件小袋等を差し押さえている。この差押えが適法かが問題となる。

2. 司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、令状によって差押えをすることが出来る(218条1項)。そして、令状には、「搜索すべき場所」、「差し押さえるべき物」を記載する必要がある(219条1項)。「差し押さえるべき物」とは、①令状に明記され(憲法35条、218条1項)、②被疑事実との関連性を有する物を指す(憲法35条、222条1項、99条1項)と解する。

違法な別件差押えに当たるか否か（最高裁判昭和51年判決参照）についても検討していればなおよい。

3. 本件では、搜索すべき場所は「X方居室」と記載されているから問題はない。差し押さえるべき物は、「メモ、日記、わび状その他本件に関係ありと思料せられる物件」としている。「その他本件に関係ありと思料せられる物件」との表記は、その前にメモ、日記等の例示があることをふまえると、**被疑事実**との関連性を有する物を指し、差し押さえるべき物を限定していると解されるから、問題はない。また、KらはXのVに対する傷害の事実により本件搜索差押許可状の発付を受けている。本件小袋や注射器一式等は、覚せい剤所持の証拠となりうるものであり、被疑事実との関連性はないようにもみえる。しかし、XがVに暴行したのは覚せい剤使用をVから追及されたことに腹を立てたことが理由であることから、Vに対する傷害事件の背景を知るうえで必要な証拠であり、傷害事件の根拠ともなりうるかと解される。

4. 以上より、下線部①の差押えは適法である。

A

〔設問2〕

1. Pは、覚せい剤使用の事実について、「令和6年11月15日午前11時こと、大阪府豊中市待兼山町〇番地の被告人方」から、「令和6年11月16日午前11時ころ、大阪府吹田市山田丘〇番地の被告人の別荘宅」への事実の訴因変更を請求している。これが312条によって許されるかが問題となる。

2. 裁判所は、「公訴事実の同一性」を害しない程度において、起訴状の変更を許さなければならない（312条）。312条が「公訴事実の同一性」を要求した趣旨は、被告人の防御の利益を保護す

どういう意味の防御の利益なのかが問題。

判例の基準では、 共通性 + 非両立性により「基本的事実関係」が同一か否かを判断する。
また、「社会通念上同一」という表現で何が言いたいのか、意味不明。

るためである。そして、「公訴事実の同一性」とは、基本的事実が
社会通念上同一である場合をいい、事実的共通性（日時・場所など
基本的事実関係の共通性・近接性）をもとに判断する。

3. 本件では、訴因変更を請求された前の日時と変更後の日時は1
日しか違っておらず、また、場所も大阪府内であって近接している
。そして、Pが訴因変更を請求したのは、Xが公判廷において令和
6年11月16日午前11時ころ、大阪府吹田市山田丘〇番地の被
告人の別荘宅で覚せい剤を使用したと述べたからである。そうす
と、Xの供述の変遷は同一の覚せい剤使用行為に関するものであ
てはめは、概ね書けている。
て、Pもそれを認識して訴因変更を請求したものと解される。

4. 以上を踏まえると、訴因変更前後の事実には事実的共通性が認
められる。また被告人の防御の利益を害することにもならない。P
の訴因変更請求には「公訴事実の同一性」（312条）が認められ
る。

よって、裁判所は訴因変更を認めるべきである。

以上

A